Title	餘戸について
Sub Title	On Amaribe (餘戸)
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.338- 364
JaLC DOI	
Abstract	The word "Amaribe" means the surplus number of families. It was; fixed after the Taika Restoration (645) that fifty families should form a Sato under the newly established village system. As it was only a formal method of allocation, there remained some number of families which were not included in the Sato 里. These families were called "Amaribe" or surplus families. There is no question about the. Amaribe system itself. The question is how and under what circumstances it was established. In this respect, there have been various opinions among our historians. However, no authentic study of actual conditions of the system has been introduced until now. This was because reliable material was scarce and because the Ryo (Code) 令, which was the basic law of the period in question lacked the provisions con- cerning the Amaribe. Many of our historians accepted the description of the "Ryo-no-Gige" or the Interpretation of the Code, promulgated in 834, that in the case of a large village consisting of more than 60 families, more than 10 families out of the whole number of the families in the village formed an Amaribe. However, the writer of this article could hardly support such as opinion in theory and in practice. The writer, after inquiring into the number of the Amaribe and the places where the Amaribe were established, found the fact that even in a Kori 郡 (a county under the administrative section of those days) there was only one Amaribe and that where Amaribe were established were the county limits, seaside districts and remote places in the mountains. From the aforesaid facts, the writer has attempted to prove that when the families were allocated according to the system under which it was fixed that 50 families in a Kori should form a Sato, the odd number formed an Amaribe. Furthermore, the writer has attempted to comment on the actual condition of the Amaribe to prove that it was by no means a medley of families and that in some cases an Amaribe included some organized villages.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0342

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

餘戶について

はしがき

村

Щ

光

これらの點に關しては從來から多くの研究がなされてきているにも抱らず、まだ完全に解明しつくされてしまったとは 十戸每に「里」を設定し、彼等に國家的統制のわくをはめこんでいったということであって、その爲に彼等自身の生活 がそれである。 として戸令集解爲里條の諸註釋を考察の對象としつつ、里設定の方法を私なりに考えてみた。その時の私の考え方は、 いえないのである。 年に鄕と改められた―は當時の自然村落といかなる關係にあったのかという事が當然問題となってくるわけであるが、 體的にどのような原理に從って設定されていったのであるか、又そのようにしてつくられた里―この里はその後靈龜元 こまれてゆくのである。ところで當時の農民の生活に大きな變革をもたらしたこの五十戸一里制については、それが具 樣式もいきおい變化を余儀なくされ、從來の多分に共同體的な生活は大影響をこうむり、新しい政治的社會の中にまき 律令國家創立期における地方政治については興味ある問題が多い。例えば當時の村落制度である五十戸一里制の採用 この制度は既に何らかの自然村落を形成していた農民に對して、國家が新に全く別個の次元に立って五 私自身も嘗て「鄕里制について」(史學・ニ六ノ一・ニ)という拙文においてこの問題を取上げ、主

をつくって、柔軟性をもたせているのであって、その爲に農民は以前からのムラの生活を破壞されることなく、 農民のムラの生活を全く無視して、 要するに、五十戸一里制は大化改新から始められたものであり、五十戸每の編戸は原則として實施されたものであるが、
 新しい里制のもとでの生活を同時に行うようになったということであった。 機械的に行ったというようなものではなく、その設定についてはいくつかの除外例 しかも

特に餘戸について改めて考察することとした。 しかしその際いくつかの除外例の一つとして取上げた餘戸については、論證があまりにも簡單すぎたので、 本稿では

られ、 らく餘戸についてなされている解釋をいくつかあげてみよう。 てはいかなる問題もなく、既に定説が出來上っているかというと、實は必ずしもそうとはいえないのである。以下しば 盛んでないようである。 體餘戸については、 しかも新に考える必要もない自明なこととして取扱はれてきているのである。しかしそれでは果して餘戸に關し ところがそれにも抱らずそれは五十戸一里制の研究において附隨的にではあるが必ずとり上げ 昔からそれ自體大して大きな問題ではないというふうに考えられてきたせいか、 あまり研究が

戸を生ず。これを名づけて餘戸といえり」といっている。 づつに割りて里となし、 分まず日本地名大辭典(平凡社)は、 里每に長を置きて管理せしむ。しかし各地の戸必ずしも五十戸の倍數たる能わず、 餘戸について詳細な考證をなし、 「餘戸は、大寶令の制は或地域内の戸を五十戸 茲に残余の

餘戸について

などと稱される村名が今に傳えられるのは、 して新村を設定することになっていた。かような分割が實際に行はれなかった場合もあったであろうが、 のままの位置で從來の村を里としたのであろう。しかしはなはだしく大集落である場合には、 中で里の區 里として分置したことを意味しているのであって、 次に米倉二郎氏は 一割であるが里は地域よりもまず戸敷を重視するもので、 「日本の歴史地理」 (新地理學講座・第七卷 かような村落編成に當って割り余りの法定戸敷に達しないものをしばらく 村落編成が强行されたことを物語っている」と述べている。 「歷史地理」所收) 多くは自然の集落について法定戸敷に近いもの という論文において「……さて郡 原則としてはこれを分割 諸國に餘戸里

里を事實設置したのは僻地や特別の村落についてであった。餘戸をのちに、 れば五○戸をもって一里としたが、實際には殘余の戸が生じるのは當然でこの五○戸を越えた戸を餘戸といった。 地名にも残ってい ○戸以上ならば別の里をつくり、 る……」 とある。 (河出書房)の餘戸の項をひくと、 餘戸里とよび、 一〇戸以内の場合は他の大村里に付ける定であった。 「古代の村落編成の上にとられた制度。令の里の規定によ あまるべ、 あまるめなどと呼んだが今日の かし餘戸 餘戶

十戸以上の場合に置いた郷と説明されている。 考へねばならぬ」と記されているのである。 四ところが太田亮博士の 「日本上代社會組織の研究」においては、 けれど恐く五保の制はあったらうから、 「……かの餘戸鄕と云ふは五十戸未滿で、 五の倍數の鄕戸を有して居たと

成の際における割り余りの戸であるという點では四者共一致しているが、それがいかなる形の割り余りであるかという 以上餘戸に關する代表的ないくつかの記述を列記してみたが、それらをみてもわかるように、 餘戸は五十戸一 里

點になると全く別々の考え方がなされているのである。從來自明の事と考えられている餘戸が、實は人によってさまざ まな意味に解釋されているということは驚くべきことであるといわねばならない。

るので、 な結果が生じてくるからである。從って餘戸を単純に割り余りの戸というふうに考えることにまず問題があると思われ 何よりも人口稠密な冲積平野等で六十戸以上の大集落の多い地域では、餘戸がいくつも出來上ってしまうという不都合 目の如く五十戸をこえた戸のうち十戸以上を餘戸と稱したとすれば、餘戸は全國で相當な數になることが予想されるし、 いう表現では―前の四例は全部そうであるが―極めて不充分であり、又不正確であると思う。何故ならば、例えば日 餘戸が里編成の際の割り余りの戸であることは間違いないであろう。 これを出發點として以下餘戶について若干私見をのべてみたい。 しかし私はその場合でも単なる「割り余り」と

天平五年二月卅日の勘造日附をもつ出雲國風土記の冒頭の部分に次のような記事がある。

宇 郡 郡 鄕 鄉 陸拾貳出十八 壹拾壹卅里 餘戶、 餘戶、 餘戶、 肆 壹 壹 驛家、 驛家、 驛家、 壹 奓 陸 神戶、 神戸、 漆 十里 參 六里

意

玖

秋 嶋 鹿 根 郡 郡 鄉 鄕 肆十里二 肆 十里 捌四里

神戸、

壹 壹里

餘戶、 神戶、 壹 壹里

餘戶について

楯

縫

郡

鄉

雲

鄉 捌

出

郡

郡 鄉 捌二里

餘戶、

驛

家

貢

神戶、

壹

壹里

神戸、

壹 二里

神

門

郡 鄉 漆 十里 九一

飯

石

多 郡 鄕 肆 十里 二一

仁

原 郡 鄉 捌 四里· 廿

大

これを見ると出雲國 九郡のうち意字 嶋 根 楯縫 神門四郡にそれぞれ一つづつ餘戸が置かれていることがわ

徴をあらわしているのではないかと一應考えることが出來よう。 しかし出雲國風土記の記載だけから右のようなことを

郡内に二つ以上存在していることをあわせ考えると、この一郡一餘戸ということは餘戸の一つの

又四郡共一つの餘戸しかないという事は注目すべき點であろう。

しかも神戸や驛家

カゝ

は場合によっては一

この數は案外少ないといえようし、

られた倭名抄を調べ ただちに斷定することは早計である。そこでこのことを念頭に置いた上で、平安時代の承平年間 てみよう。倭名抄は少し時代がくだるが當時の全國の國郡鄕名を記載しており、 (九三五年頃)につく かもその郷名の

なかに可成りの餘戸郷がみられる。 以下餘戸郷を有する國及び郡を全部拾い上げてみると左の通りとなる。

大 Щ 戜 和 城 名 葛 綴 宇 那 上喜治 名 河 國 內 名 澁 若 錦 郡 川江部 名 攝 國 津 名 西東住 郡 成生吉 名 伊 國 勢 名 壹 河 豐 郡 志邊島 名 國 尾志 張摩 名 山春英 郡 田 部 虞 名 相甲 戜 模斐 名 大足互 郡 住上麻 名

四二

餘戶について

に

安 武 房 藏 平秩榛幡大埼横入新足豐都愛 野父澤羅里玉見間座立島筑甲 信 飛 美 常 下上 濃 驒 濃 總總 陸 佐小荒土山父行結稷相印葛 夷 久縣 城 岐縣 慈 方 城 島 馬 幡 下 陸 奥 野 色賀宮伊標菊名柴會磐鹽梁足 麻美城具葉多取田津瀬屋田利 出 羽 河 飽 平 雄 最 牡 桃 遠 小 新 瞻 志 玉 邊海鹿勝賜鹿生田田田澤太造 但 丹 丹 丹 越 越 能越若 馬後波 波後中 登前狹 城 加 何 氷 多 般 磐 婦 珠 鳳 坂 遠 出 崎 佐 鹿 上 紀 井 般 負 洲 至 井 敷 羽 伊阿 周 播 豫 波 防 嚌 伊久周宇勝佐玖楫餝 賀 美 豫 米 敷 摩 浦 波 珂 保 磨 南 古 含

代の餘戸はもっと多かっ れ以前になくなってしまったものや、 は一つもない。 右の如く倭名抄に 、はそれぞれ後述の如く意字 その數は決して多いとはいえない。 そこで風 記載された餘戸郷を有する郡は た 土記の餘戸の かも知れない。 郡 筑 陽 鄉 又餘戸から普 行方を調べてみると、 島 例えば出雲國の場合であるが、 根郡多久鄉 尤もこの場合の餘戸は平安時代まで殘っ 合計 通 0 九十五 固 神戸郡 |有の名を持つ鄕に轉化 楯縫郡の 郡 伊秩郷に轉化 である。 餘 これ 戸は完全に姿を消 風土記に は したものと考えられる。 全國 した場合もあっ は 明ら 0 郡 てい か 數五百九十二郡に比較すれ してしまい、 に四 た郷名なの たであろうから奈良時 箇所あっ このような移動 たが、 であつて、 あとの三 倭名抄 郡 ば

場合は二箇所以上ある郡が矢張りみられるが、餘戸鄕の場合は、 はまだ相當あったと思われるが、 風土記にみられた一郡一餘戸という原則がここでどのようになっているかである。 全國の餘戸の數については倭名抄で大體の見當はつくであろう。 一つの例外もなく一郡に一箇所となっている。 ところが倭名抄においても神戸 問題はむしろ出雲國

戸といったものと想像されるのである。 範圍として里を編成していった、その最後の割り余りというふうに考えねばならないわけである。從って一郡內にお 事實を確め得たわけである。そしてそれは決して偶然ではなく、里編成に際して、そのような原則があったと考えるべ て、その場合は何らかの方法で出來るだけ五十戸の里に編成してゆき、 て六十戸以上の大村がいくつかあっても、 きである。 さてここにおいて、今や出雲國風土記及び倭名抄の記事により、餘戸は一郡に一箇所以上は設けられていないという 私が前に問題があるとした「割り余り」ということは、だから単純な割り余りということではなく、 それらの 十戸以上の 乘戸がすべてそのまま 餘戸とはされなかったので 最後に残った法定戸敷以外の割り余りの戸を餘 一郡を

=

はさておき、 た割り余りの戸が餘戸であるというのに對し、 いうときのその具體的な内容である。今五十戸の倍數とならない殘余の戸を餘戸と名ずけたという日本地名大辭典の說 餘戸が一 郡に 米田氏と太田博士の考え方には相當なちがいがある。卽ち米田氏によれば五十戸以上の大村の場合に生じ 一箇以上設置されなかったという事實が明らかになったが、 太田博士は五十戸未満で十戸以上の場合においたものが餘戸であると說 次に問題となってくるのは 「割り余り」と

明しているのである。それではこの割り余りの實態はどのようなものであったのであろうか。

ない。 あるー 見做す必要はないということである。 設置された場合もあったであろう。ただここで私のいいたいのは、右の條文を以て、餘戸に關する一般的說明であると 十戸以上の大村がいくつもある場合があるのであろうから、そういう郡には餘戸が二箇所以上出來てしまうはずである なされていることは明らかである。 いうべきものは、右の場合をも含んだもっと適用範圍の廣いものであったと考えたいのである。 餘戸は實際には僻地や特別の村落について設置されているといっているが、 しかるに事實は一郡内には一餘戸しかないということは旣に明らかにしたところである。それから又日本歷史大辭典は、 と思う。 戸令義解爲里條の冒頭に「凡戸以1五十戸1爲2里。謂。 隷示入大村。不、須加別置一也。………」という記事があるが、米田氏や日本歴史大辭典の說明がこの條文に基ずいて 從って以上の二點からいって、この令義解の解釋を基にして餘戸の説明をすることは困難であるといわねばなら 尤も餘戸を右の條文から説明する事が全く誤りであるというわけではなく、事實そのような原理に基いて餘戸が ーもしそうであるとすれば、そのような僻地に六十戸以上の大村が集っているとは、 それは前にも述べた如く、もしこの考え方に基ずいて餘戸が設定されるとすれば、 しかし私は餘戸が六十戸以上の大村の場合にのみ設定されたということは當らな 餘戸はそのような狭いわくのなかで作られるものではなく、 若滿,六十戶一者。 割,1十戶,立,1一里。置,長一人。其不,滿,1十家 ――それは後述する如く肯定出來るもので 場所によっては一郡中に六 一寸考えられないではな その設定の原則とも

士自身はその理由 結論からいうと、 については言及されていないが、 私は五十戸未満で十戸以上の場合に餘戸を設置したという太田博士の説に贊成するものである。博 私はその理由として次の三つのことがらをあげておきたいと思う。

餘戶について

が残される場合も當然出てくるのであろう。こう考えると五十戸未満十戸以上の乘戸が餘戸になり得ると考えた方が、 いかにも餘戸設置の基準として似附かわしいといえよう。 となってくる乘戸は必ずしも六十戸以上の大村の場合ばかりとは限らないと思う。獨立した二十戸とか三十戸位の集落 分餘戸は郡単位の里編成にあたり、最後にあまった十戸以上の戸を以て設置されたものであるとすれば、最後に問題

満の集落がまず普通であろうから、それはこの原則から充分に説明することが出來るであろう。 台先に餘戸が設置された場所が問題になったが、僻地に多く立地しているとすれば、そういうところでは、 五十戸未

六十戸以上の大村というふうに解釋されているが、私は必ずしもそう考えなくてもいいのではないかと思う。 鄕がいくつかの集落からなり立つている例は、 播磨國風土記を繙けば 明らかなように、 可成り多いのである。 戸をこえてしまった場合と考えることも出來るし、むしろその方が普通であったと思われるからである。實際に一つの ば、六十戸というのは、一つの集落の戸敷ではなく、二つ或はそれ以上の集落の合計が、丁度五十戸で切れずに、六十 であろうが、兎に角それら十戸以上を以て餘戸を編成したものと思はれるのである。 あったであろうし、 に一里を設けるということであって、實際にはいろいろなケースがあり、一つの集落で十戸以上の余剰を生じる場合も なつていたとする必要はないと思う。この註釋から知られることは、要するに十戸以上の余剩の戸が出た場合には、 |勻戸令義解爲里條の「謂。若満"六十戸」者。割"十戸」立"一里。置"長一人。云々」という註釋であるが、これは普通 又二つ或はそれ以上の集落をもって里を編成した際に、 云々」という註釋に基ずいて考えたとしても、餘戸は六十戸以上の大村の場合に設置されることに 十戸以上の余剰の戸を出した場合もあった 何故なら 從って

以上云々」といっているのは注意すべきことであって、この「跡」の考え方も決して六十戸以上の大村にこだわってい べている。 なお戸令集解爲里條の諸註釋中「跡」は「跡云。所」乘十戸以上。別置॥里長。不」満॥十戸一者。寄前附大村里」也」との 前の義解の解釋と大差ないが、 ただ「跡」は特に「若満,,六十戸,者」とことわらずに、いきなり「所,乘十戸

ないことは明瞭であろう。

では、 を比較檢討しながら自分の考えを述べてみたわけであるが、しかしその所說は、何等實證されてはおらず、又それだけ 以上私は餘戸とはいかなるものか、それはどのような基準に基ずいて設置されたものかという點に關し、 まだ餘戸の輪廓の説明でしかない。さらに進んで餘戸の實態を出來るだけ明らかにしてゆきたいと思う。 從來の諸說

四

可成り詳細に、 先ずさき程一寸觸れた餘戶の場所について調べてみよう。 かつ正確に記載している。そこでまずこの風土記にのっている餘戸から考えてゆこう。 出雲國風土記は國內の郡鄉名及び神社名、その他の地名を、

分意字郡の餘戸里

所は、 てこの餘戸里について、風土記は「郡家正東六里二百六十步」と記している。郡家は出雲國府と一致するから、この場 この餘戸の地域内の下意東には現在筑陽神社があり、 この里は郷里制の里で、郷の下の單位である。出雲國の餘戶里は、皆この意味の里で、五十戶一里の里ではない。さ 八東郡東出雲町の揖屋・意東の地で、意東川の下流、中海に沿うたところであると考えられている。そして又、 (この神社は 「在神祗官」の調屋社として風土記にのっている)

餘戸について

又和名抄に意宇郡筑陽郷とあるから、 この餘戸の場所を調べてみると、大體中海の海岸に面したところに設置されているということがいえるであろう。 意宇郡の餘戸里は、後に筑陽郷となったことが知れる。 それは兎も角として、

日嶋根郡の餘戸里。

もしここの餘戸が、 白楯縫郡の餘戸里 の場所も又その地域と一致する。そしてその場所は、隣接する秋鹿郡との郡界乃至はそこに近い場所ということになる。 たるとされている。 これについては、 後の多久郷の地であるとすれば、 それは風土記の餘戸は倭名抄になく、一方倭名抄の多久郷のみ風土記に記されていないからである。 郡家からの方位里程が記されていないので確かなことはいえないが、大體倭名抄の多久郷の地にあ 同郷は鹿島町の内、 旧講武村の多久川流域の地であるから、 餘戶

宇賀川 接する出雲郡との郡界に設置されていることになる。 これについては郡家からの方位里程もなく、又倭名抄に該當する鄕もないので、その場所ははっきりしないが、 の上流、 萬田 本庄の地に擬しているようである。 もしこのとおりであるとすれば、 楯縫郡の餘戸里も矢張り隣 普通

四神門郡の餘戸里。

さてこの餘戸は郡界に位地しているともいえるが、 支流の流域で、 經11來嶋波多須佐三鄉1 この餘戸については、 出雲市乙立から南方、 出 , 神門郡餘戶里門立村 , 即經 , 神門朝山古志等郷 , ……」とあることから、 「郡家南西卅六里」と記され、 佐田村八幡原から山口村橋波、同村佐津目に至る可成り廣い むしろ山間の奥地に點在する戸を集めて、 又同郡の大河である神門川の記事中に、 設置した餘戸であるとい 「神門川 地 神門川 域に位地している。 中流及びその 北流 卽

うことが出來よう。

出雲國の餘戶里の所在地を調べた結果は、大體以上の通りであるが、結論として、出雲國の餘戶は、主として海岸

河岸・郡界・山間僻地に設置された事が知れよう。

の場所を調べることによって、當時の狀況を推定することにしたい。 残っているので、さきの日本地名大辭典をたよりに、それらのうち、倭名抄の餘戸郷の名残と思われるものを拾い、そ れているが、その場所を確めることは非常に困難である。そこで今日各地に餘戸(或は餘部・餘目)という地名が若干 それでは倭名抄の餘戸鄕の所在地はどうであろうか。倭名抄には旣に述べたように、全國で九十五の餘戸鄕が記載さ

							-i	
8	7	6	5	4	3	2	1	
"	陸	信	伊	"	播	但	河	國
	奥	濃	豫		磨	馬	内	名
信	宫	小	伊	餝	楫	城	錦	郡
夫	城	縣	潒	磨	保	崎	部	名
福島市 余目	仙台市 岩切	縣小縣	松山市 余戶	兵庫縣餝磨郡余部村	市上余部·	庫縣城崎郡余部村	大阪府河內長野市天見	現 在 地
阿武隈川流域の平野?	七北田川流域の平野?	千曲川の上流武石川流域?	界	揖保郡との郡界、元漢部里	保川河口	海岸。郡界にも近し。	郡界に近い山間僻地	場所

ここにあげたのは僅か八例にしかすぎないけれども、 偶然に殘った餘戸の地の大部分が、前にみた出雲國の餘戸里と

餘戶について

同様に、 史. 矢張り郡界・海岸・河岸 山間僻地であることは實に興味ある事實であるといえよう。

だその所在地は殆ど不明であるが、 なお出雲國風土記・倭名抄以外の古文献・古文書にも餘戸を散見するので、 なかには一・二大體どこと推定出來るものがある。 ついでにそれらをも檢討してみたい。 た

が郡家の西北にあるというのであるから恐らく夜見濱の基部にあたる海岸地域ということになるであろう。 とある。 H 釋日本紀卷七に引用されている伯耆國風土記逸文に この相見郡は鳥取縣米子市及び西伯郡の西部地方で、 「伯耆國風土記日 郡役所は米子市車尾を遺蹟地としている。そして餘戸里 相見郡 々家西北有餘戶里 有栗嶋

日平安遣文第一卷所收の承平二年九月廿二日附の丹波國牒 (二四〇) をみると

丹波國牒 東寺傳法供家衙

多紀郡大山庄預僧平秀勢豐等稻之狀

牒、衙去八月十一日牒九月九日到來偁、云、者、卽問勘彼郡調物使蔭孫藤原高枝申云、 余部鄉專當檢校日置貞良申云、

件鄉本自無地、百姓口分班給在地鄉と、因茲當鄉調絹、 爲例 ·付徵鄉 ≥ 堪百姓等名、 : (以下略)

中「件鄉本自無地、 とあるが、 この餘部郷の地は恐らく多紀郡大山附近であるから、 百姓口分班給在地鄕と……」という記事は、 ここもまた隣の氷上郡との郡界である。 いかにも餘戸が山間の僻地に立地していることを彷佛 なお 右 の牒文

せしめているで

はない

カ<u>ゝ</u>。

に設置されているという事を今や相當な根據をもって指摘することが出來るであろう。 以上私はその所在地を確めうる餘戸のいろいろな例をあげたのであるが、 その多くが、 郡界 · 海岸· 河岸 山間僻

さて餘戸の所在地について、右に述べた如く特徴的な事實が明らかになったわけであるが、それではどうしてそうい

う場所に限って、餘戸が設置されたのであろうか。

餘戸にふさわしい立地條件を有していたというべきである。 あるから、 私はこれは、 原則として五十戸每に編成していって、最後に十戸以上の余剰の戸が残された場合に、それを餘戸としたわけで この最後の余剩戸はどうしても、 餘戸の編成の仕方に原因があるのではないかと思うのである。 右にのべたような場所になりやすかったのではあるまいか。 即ち五十戸一里の編成が郡單位で行われ 餘戸はまさに

五

難であるといわねばならない。ただ幸なことに宇出雲國神門郡の餘戸里については、相當具體的なことまで明らかにす しかしそうはいう兎ののい史料があまりにも僅少である爲、餘戸について具體的に考察を加えるということが極めて困 う。そうすると私等は餘戸において、却って當時の自然村落の姿を垣間見ることが出來るかもしれないのである。 あったであろうが、實際はむしろ十戸以上乃至五十戸未満の單獨或は複數の集落が餘戸となったことが多かったであろ ることが出來そうであるから、この神門郡の餘戸を例にとって、以下しばらく餘戸の諸性格を考えてゆきたい。 次に餘戸の集團の性格について考えてゆきたい。大體餘戶には六十戶以上の大集落が分割されて、設置された場合も

の三郡の餘戸と同様に、 神門郡の餘戸里の場所については、 神龜四年の編戸によってであった。即ちこの年造籍が行われたのであるが、その際四郡同時に 既に述べたが、それが新設されたのは、 風土記によれば、 他の意字・嶋根

既戸について

を經過したが、この餘戶について、風土記から知られることは、それ位のことである。 それぞれの餘戸を鄕の下の單位である里として認め、餘戸里として設置したわけである。 爾來風土記勘造の年まで七年

秩郷という正式の郷に編成されている。 の後の狀況がくわしくわかるのである。 ところがここに偶と正倉院文書に天平十一年出雲國大稅賑給歷名帳があり、この歷名帳によって、 の轉化を確認出來る例は、 恐らく他にはないであろう。 これは非常に興味深いことであつて、このようにはっきりと餘戸から一般の鄕 即ちまず歴名帳によれば、餘戸里は天平十一年には、 餘戸でなくなり、 神門部餘戸里の、そ 新に伊

かしなかなかむずかしい問題であって、目下のところ確信をもって何時と答えることは出來ないが、多少の考えはある ことはいうまでもないところであるが、それをもっと正確に、天平何年と決めることは出來ないであろうか。 さてこの轉化の時期であるが、當然天平五年を上限とし、同十一年を下限とする數年間のうちのいずれかの年である 一寸卑見をのべておきたいと思う。 これは

度餘戸里が神龜四年の編戸によって新設されたように、造籍に際してなされる可能性が多いのではないかと思う。そこで 五年としなければならない。尤もそうすると天平五年 十二年は、 三三年)、天平十二年(七四〇年)となる。このうち神龜四年は、 出雲國風土記及び出雲國大稅賑給歷名帳の作成された前後の籍年を調べてみると、神龜四年(七二七年)、天平五年(七 私は大體このような餘戸里から一般の鄕に編成替えをするという事は、任意の年に任意に行われるというよりは、丁 それが最早伊秩郷と改められた後になってしまうから、 (風土記勘造の年) 既述の通り、餘戸里が設置された年であり、又天平 餘戸里から伊秩郷えの轉化の年は、 に餘戸里が實在しているのに、 どうしても天平 その年にまた

る。 5 が充分あるのではない 惣寫:三通。 ではないのである。 0) 餘戸里がなくなったというのはおかしいのではないかという疑問が當然生じてくるであろう。しかしそれは別に不思議 間に作成することになっていた。 このように天平五年と考えることが、 餘戸里から伊秩郷 其縫皆注"其國其郡其里其年籍。五月卅日內訖。云々」とあり、戶籍は、十一月上旬から翌年五月卅日まで なんとなれば令義解造戸籍條をみると、「凡戸籍六年一造。起"十一月上旬。依」式勘造。 かと思うのである。 への轉化は、 從つて風土記勘造は、天平五年二月であり、造籍は、 天平五年十一月から翌六年五月にかけて行われたと考えれば、 少しも無理でないとすれば、 私はこの年に伊秩郷への轉化が行われた可能性 早くても同年十一月であるか それですむわけであ 里別爲」卷。

間ということになる。 問題とされる場合一つの参考となるであろう。 も十三年間ということになり、 次にその存續期間であるが、 しかしもしそうでなかったとしても、天平十一年には變ってしまっているのであるから、長くて いずれにしてもこの期間は隨分短いといえよう。そしてこれは一般に餘戶の設置期 もし右の推定が正しいとすれば、この餘戸里は神龜四年創設の年から數えて、 丁度七年 間 が

つか興味ある事實を明らかにすることが出來る。 さて神門郡の餘戸里の轉化の時期及び設置の期間については、これ位にしておくが、この餘戸里についてはまだいく

て自存する能はざる者の名を書き上げている。 雲國大稅賑給歷名帳は、 當時賑給を加えられたところの高年者或は鰥寡惸獨にして身寄りのない者、 その書き方は、 各郷里別に戸主の姓名をあげているので、 當時の村落 貧窮老疾にし

餘戶について

狀態及び氏族構成を知る上に非常に便利である。

今戸數の明らかにわかる郷名及び戸敷をあげると

出雲郡漆沼鄉 里三 二十一戶

〃 河內鄉 里三 三十七戶

" 出雲鄉 里三 二十三戶

神門郡朝山鄉 里二 二十四戶

" 日置郷 里三 二十六戶

" 伊秩鄉 里二 十戶

及び坂奈里の二里より構成されているから、そう少數であるとは考えられない。恐らく賑給を加えられた十戸の倍の二 で僅か四・五戸となっている事も参考となるであろう。伊秩郷が餘戸里から轉化した郷である爲、鄕戸數が少なく、 そうなのにそういう鄕は一つもないからである。又神門郡の驛家及び神戸の戸敷を見ると、伊秩鄕と同樣に矢張り少數 ばならない。もし偶然該當者が少ないというのであれば、それ以外の郷にも十戸乃至二十戸位のところがあつてもよさ ではなく、あくまで他の鄕と比較して戸の経對數が少ないということ、卽ち以前餘戸里であったからであるとしなけれ 郷のみわずか十戸にすぎないということである。これはこの郷だけが偶然賑給を加えられる人が少なかったということ 論五十戸未満であった事はここにおいて明らかである。しかしではこの鄕はどの位の戸數であったかということになる となる。右の表をみてすぐわかることは、神門郡餘戸里の後身である伊秩郷以外は皆二十戸以上であるのに、この伊秩 大税賑給歷名帳の性質上殘念ながらそれを確かめる事は不可能であるといわなければならないが、伊秩鄕が坂本里

十戸位或はそれ以上の鄕戸は有していたであろう。そしてそれらは又餘戸里から轉化した直後であるから、そのまま神(②)

門郡餘戸里の大體の戸敷であると考えて差支えないわけである。

次に興味ある問題は伊秩郷即ち餘戸里における氏族構成である。今この郷で賑給をうけた人の屬する戸主の姓氏をあ

げてみると左の通りである。

天平十一年出雲國大稅賑給歷名帳中神門郡伊秩郷に見える戶主名

坂本里 九戸

語部 一刀良 味乎 麻呂

五戶

舍人 中麻呂 龍麻呂

二戶

舍人部 立麻呂

ー

印色部 佐流

— 戶

坂奈里 一戶

語部

井手

一 戶

ことに、出雲神門兩郡を通じて殆んどなく、僅かに 即ち伊秩郷では語部姓が最も多く、 十戸中六戸を占めている。そこで他の郷の語部姓の戸をしらべてみると、意外な

出雲郡 健部鄉 波如里

語部君

戸

餘戸について

三五五

學

語部

戶

戶

語君

出雲郡 漆沼鄉 深江里

戶

神門郡 ○○鄕 城村里

戶

語部

神門郡 滑狹鄉 池井里

一戶

の語部姓の戸が集中してあらわれている事は注目に値するといわねばなるまい。 あったであろう事はいうまでもない。しかしそれにしても、ただでさえ五十戸に満たない餘戸里において、かくも多く があるにすぎない。 は六十戸以上の大村が分割されて出來たものではなく、寧ろ語部姓の戸を核とする小さな自然村落が、そのまま餘戸里 語姓を名乘る集團がある事を想像することが出來るであろうし、又この事實及びその場所から考えて、 勿論これは賑給を加えられた戸だけであるから、その他に賑給を加えられない語部姓の戸が 私等はここに可成りまとまった數の語 神門郡 の餘戸里 か なり

さてもしこれが事實であるとすれば、一般的に、餘戶においても、 いって差支えないことになる。がしかしこれは從來の餘戶に關する通念とはいささか異なる結果となり、多少問題にも その內部に自然村落が生かされている場合があると

とされているらしいことをも推定し得るであろう。

三五六

なると思うので、なおしばらくこの事に關して考察を進めてゆきたい。

<u>ځ</u> 郡山口村下橋波宮部にある田中神社に當るといわれているが、 から確認することが出來る。 の平垣地に點在する戸を集めて、設置されたのである。ところでこの地域に、 さわしく「不在神祗官」の社であり、 神門郡の餘戸の所在地は、 即ち同郡の諸神社の最後にある「不在神祗官」の波須波社がそれである。この神 前に考證したように、 又諸神社の最後に記載されている點から考えて、その推定はおそらく正しいと思 神門川中流及びその支流の流域である。そして餘戸里は、 波須波は橋波に通じ、又この交通不便な僻地の神社にふ 一つの神社があったことを風土記の記 この溪谷 社 は簸 Ш

もこの社が一 の社を中心とする自然村落があったということを物語つていると考えて差支えないであろう。ただその場合この波須波の社を中心とする自然村落があったということを物語つていると考えて差支えないであろう。ただその場合この波須波 は當相廣大なものであるから、この社附近には、 社と前の語部の部落との關係が問題になってくるが、その關係の有無を實證することは困難である。或は餘戸里の地域 さてそれでは餘戸の地に社があるという事は何を意味しているのであろうか。それはとりもなおさず、この地域にこ 定數のまとまった集團と結びついていたと考えることは、一向差支えないと思う。 別個の姓を有する小部落があったかもしれない。 しかしいずれにして

が、 出雲國意宇郡の餘戸里の場合である。この餘戸も神門郡のそれと同樣に、後に筑陽鄕という普通の鄕に變ったのである ところで面白いことに、 この 地 に調屋社という「在神祗官」 餘戸の地に神社のある例が、 の社があったことが、 神門郡の餘戸以外にまだある。それは旣に述べたことであるが、 風土記意宇郡の條に記されている。

このように餘戸の地に社があるという例をいくつか認め得るとすれば、 餘戸の內に自然村落が生かされているのでは

餘戸について

ないかという、 先の私の推論は、 かなり確かなものとなってくるであろう。

ろう。 得た理由も、 めであるとしたならば、そのような短期間のうちに、普通の郷に變るというようなことは、恐らく不可能であったであ さらに又この前提に立って考えるならば、 自ら明らかになってくるのではないであろうか。 神門郡の餘戸が、僅か七年乃至十三年という短期間で、 もし餘戸が何らかの割り余りの、ばらばらな戸の寄せ集 伊秩郷えと轉化

ようになる。 以上私は出雲國神門郡の餘戸里を例にとって、 あれこれ考えてみたのであるが、 今これを一應整理してみると、

- (1)この餘戸は山間の僻地に立地していた。
- (2)この餘戸は神龜四年編戸の時、 他の三郡のそれと同時に餘戸里として新設された。
- ③そして恐らくそれから七年後の天平五年十一月から翌六年五月にかけての造籍の時に伊秩郷と改められた。

即ちその存續期間はきわめて短期間である。

- ④この餘戸の總戸數は勿論五十戸に滿たず、出雲國大稅賑給歷名帳によると、賑給を加えられた戸は合計十戸で、他 數ではなく、大體二十戶或はそれ以上の戶數を有していたと思われる。 の普通の郷と比較すると約半分位である。 しかし伊秩郷には二里あった事が同歴名帳で知られるから、そう少な
- ⑤この餘戸里内の戸主の姓を調べると、 他の郷と比較して、例外的に、 語部姓の戸が多い。
- ⑥この餘戶の地域內に、風土記の「不在神祗官」の波須波社がある。

- (7)右の(5・(6)より、この餘戸の內には、 語部姓の戸を中心とする小自然村落、 或はそれ以外にも別の集團が存在して
- 8)この餘戸里が非常に短期間で普通の郷に編成替えされたのは⑦の事實が前提となっていると考えられる。

たらしいことが知れる。

六

ち

のいくつかは、 出雲國神門郡の餘戸を取上げて、考察してきたことを、右にまとめてみたわけであるが、そこにみられた諸性格のう 又餘戶一般の性格として認める事が出來るであろう。

れないことで、 勿論神門郡のように僅か七年乃至十三年間というのは、 般の鄕に轉化していった餘戸は相當あったであろう。 第 一に餘戸の設置期間が短いということであるが、これは餘戸というものの中間的な性格からみて、 實際は長短まちまちであったと思うが、兎に角こういう短い場合が可成り多かったのではあるまいか。 少し短かすぎるであろうが、案外短期間で、 條件さえそろえば 一概にはきめら

代伊美吉大村についての勘籍中天平五年籍のところに餘戸郷とあり、 六日附で貢進された私部酒主について、 出雲臣廣足の戶のところに余戶鄕が見え、又天平勝寶二年三月廿三日附の河內國石川郡紺口鄕戶主山代伊美吉大山男山出雲臣廣足の戶のところに余戸鄕が見え、又天平勝寶二年三月廿三日附の河內國石川郡紺口鄕戶主山代伊美吉大山男山 餘戸鄕はいずれも倭名抄には記されていないのである。 これはそう短かいとはいえないかもしれないが、 但馬國気多郡餘部鄕の戸主私部意嶋戸口ということが見えているが、これらの低。 例えば神龜三年の山背國愛宕郡出雲鄉雲下里計帳中の戶主少初位上 從ってそれ以前の或る時期にそれらは普通の郷として獨立した 又智識優婆塞等貢進文中、天平寶字六年十二月十

餘戸について

か、或は附近の郷に吸收されてしまったものであろう。

Þ れる。これは山田郡は十郷及び餘戸からなっているという意味であろう。とすれば、これも戸數が少なく、 うに、四郡共餘戸里となっている。

これは餘戸郷とするにはどうしても戸敷が少なすぎるので、

里とされたものであろ ていることを考えると、その戸數はかなり多かったとしなければなるまい。ところが出雲國の餘戸は、 鄕とみなされているわけであり、特に山背國愛宕郡の場合は、鄕里制施行中であるにも拘らず、里とされずに鄕となっ 例えば右にあげた山背愛宕郡・河内國石川郡・但馬國気多郡の餘戸は夫と鄕となっている。これらは早くから一人前の ては認められなかったものであろう。 第二にその規模であるが、これは旣述したように、十戸以上五十戸未満ということになると思う。そして同じ餘戸で それから又類聚三代格卷七郡司事の元慶四年三月廿六日附太政官符中に、讃岐國山田郡十郷餘戸という表現がみら 場所々々によって、この範團内で大小のちがいが出てくるわけで、それは餘戸の表現の仕方でも、多少見當はつく。 旣に明らかなよ 餘戸郷とし

みて、そういう場合が相當多かったのではないかと思っている。 第三に餘戸內に自然村落が存在するかどうかということであるが、 私は餘戸の特別な立地條件や、一・二の實例から

るのに都合のいい場所が多く選ばれていたようである。 在地については、 第四に餘戶の所在地であるが、 既に考察したように、 神門郡の餘戸は、まさに山間の僻地というべきところに立地していた。 餘戸は普通山間の僻地のみならず、郡界・海岸・河岸のように、 餘戸を編成す しかしこの所

かしそれはそれとしておいて、この山間僻地という點については、どうしても取上げなければならない問題がある

れば、 の場合と、餘戸 五十戶,爲」里。 地に餘戸が置かれたことも事實である。 五十戸一里制の除外例として、 最後にそれを考えることにしたい。それはどういうことであるかというと、 「山谷阻險」 ……若山谷阻險。 (特に山間僻地の餘戶)との關係をどのように考えたらいいのかという問題なのである。 の 場所では、 もし十戸以上あれば、 明らかに「山谷阻險。 地遠人稀之處。 では兩者の關係をどのように說明したらよいであろうか。 (中略) 特別に里を編成することが出來るわけであるし、 地遠人稀之處」を認めているのであるが、 隨、便量、置 若不、滿者。令三位相保?附1於大村一也。謂。若滿1十戶一者。依1上法?立1別里? 戸令義解爲里條の後半に この この規定によ 又一方山間 <u>Г</u> 「凡戶以」 谷阻 とあっ

の所は、 とになっている。 まず特別の里を編成する基準について考えてみると、 とりもなおさず「山間僻地」の餘戸であるということになるわけである。 從って「山谷阻險」の場合は、餘戶の一種であると見做すことも出來よう。 「山谷阻險」の所も、 餘戸の場合も、 そうなると、「山谷阻険 同じく十戸以上というこ

又餘戸とするかは、 特別に一 阻險」の場所は、 者が一致する場合もあるであろうが、制度上では、 がするのである。 しも餘戸などという名稱を新に附す必要はなく、 それならば兩者は全く同じものであると考えて差支えないかというと、 里を編成することが認められていたのではあるまい かなり强固な自然村落が古くから續いているのが普通であろうから、 確かに兩者が一致し、 その時その場所の國郡司の決定に委ねられていたと思うのである。 「山谷阻險」 從來からの村名をそのまま里名としても差支えないと思う。 「山谷阻險」 の場所に餘戸が置かれた場合もあったであろう。 か。 の地は一應餘戶とは別個に考えられ、 そしてある山間の地域 私はそういいきることは出 そういう部落に對しては、 Ź 「山谷阻險」 そこは單獨で、 の里とするか、 來ないような気 しかし 從って兩 必ず

むすび

以上私は餘戸についていろいろ考察を加え、多少私自身の見解をも提示してみたのであるが、多く獨斷におちいった

り、又考え足りなかった點があることと思う。

らないので割愛させて頂いた。 國の餘戸は例外的に多い事が目につき、恐らく何か理由があるに違いないのであるが、殘念ながら今の私にはよくわか 又餘戶の分布についても問題があり、倭名抄によると、太宰府管內には一つの餘戶も設置されておらず、反對に陸奧 併せて諸賢の御教示をお願いする次第である。

註

- 1 岸俊夫氏 石母田正氏「古代村落の二つの問題」 (歴史學研究 十一ノ十・十一) 「古代村落と鄕里制」、門脇禎二氏 「上代の地方政治」(共に「古代社會と宗教」所收)
- 禰永貞三氏 「奈良時代の貴族と農民」等
- (2) 例えば意宇郡には、驛戶・神戸共に三つづつ置かれている。
- 3 例えば紀伊國名草郡には、神戸という字を附した鄕が五箇所もみられる。
- $\widehat{4}$ 戸平均二十人として、千六百人、平均三十人とすると千八百人となり、 相當な人口になる。
- 5 この神餘は加無乃安萬里と讀ませているから、 これは恐らく神戸の數が五十戸をこえたので 神戸郷に入りきらない十戸以上の 例えばこれは餘戶ではなく、神戶の例であるが、倭名抄によると安房國安房郡の鄕に、神戶鄕と神餘鄕があつたことが知れる。 乗戸を以て神餘郷としたものであろう。
- 6 十戸以内はいかなる場合でも、單獨におかれることはなく、 必ず大村に隷入されたことは、 令義解爲里條に明らかに記されて

- る。 從つて十戸以内の餘戸というものは原則として存在しなかつたと考えてよいと思う。
- 7 8 ゆき、 又或は次第に減少していつたので、そして又年代が經つにつれて、特殊部落という意識がこの郡の役人等の間に次第にうすれて ている。 て Щ 出雲國大稅賑給歷名帳には、出雲國の出雲・神門二郡にわたつて鄕と里の記載があり、そのうち神門郡では、風土記記載の朝 ろ一寸はつきり説明出來ない。或はこれは億測であるが、この漢部里は漢人による特殊部落であつたので、その戶數も少く、 とあることなどを考えると、 ح 日置 現在の余部村は楫保郡との郡界にあり、昔はこの附近を山陽道が通つていた。ところが播磨國餝磨郡漢部里の條をみると、 同十一年までの間に、餘戸里から伊秩郷へと變つたものと想像されるのである。 風土記にはない伊秩鄕という新しい鄕をのせている。從つて神門郡の餘戶里と伊秩鄕は同じものであり、 里の中に多志野・ 同時にこの部落の人たちの間でさえそれを喜ばないようになつてきたので、 終に餘戶鄕に變えられたものであろうか。 通の鄕から餘戸鄕に變つていること、及び漢部の里は普通の里ではなく、 風土記によれば讃岐の漢人等が移住してきた 從つてとの漢部里は後に餘戶鄕となつたと思はれる。ととろでとの場合は、餘戶から普通の鄕え轉化するのではなく、 ・滑狹・多伎の各鄕及び狹結驛・多伎驛・神戸の名がみえているが、 餘戸里の名はみえない。 阿比野・手沼川がある。そしてこのうち手沼川は、 漢部里から餘戶鄕えの轉化については、 何かわけがあつたと想像されるのであるが、 目下のとと 餘部の地にかさなる上手野・下手野が遺稱地とされ 一方歴名帳にはその他 天平五年二月か
- みえ、 なお歴名帳に神門郡多伎郷の名は直接見えてはいないが、 との社 は多伎郷内の久村にある神社に擬せられているので國村里は、質は多伎郷に屬していることが知られる。 郷名不明の里に國村里というのがあり、 一方風土記に國村社
- (9) 今宮新博士「上代の土地制度」 一四二頁
- 10 こで今伊秩郷の場合も同じ位であると考えて、該當する十戸を倍にして、伊秩郷の戸敷を想定してみたわけである。 .の郷 (五十戶)で賑給を加えられている郷は二十一戶—三十七戶で、 大體平均すると一郷の約半數の戶が該當している。 そ
- (11) 太田亮博士 「全訂片代社會組織の研究」八〇四頁
- (12) 奥田真啓氏「莊園前村落の構造について」(史學雑誌五八ノ三)
- 13) 寧樂遺文 上卷 一五八頁

餘戸について

- $\widehat{\underbrace{15}}\ \widehat{\underbrace{14}}$
- **寧樂遺文** " 下卷 " 五三二頁
- 餘戸は、倭名抄作成時には、普通の郷になつたものと思われる。

<u>16</u> 倭名抄をみると山田郡の郷敷は十一となつている。この太政官符が出されたのは、 約半世紀以前のことであるから、この時の

三六四